

政令第 号

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（都市再生事業に係る認可等に関する処理期間）」に改め、同条第三号中「限る。」

「」の下に「、第五十一条の二第一項前段、第五十一条の十第一項前段（同令第四条第一項又は第二項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。）」を加え、「同令第四条」を「同令第四条第一項又は第三項」に改める。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第二条 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び第十五条第十二号」を「、第十五条第十二号及び第五十一条の三第八号」に改める。

第一条の二中「第三十九条第四項」の下に「、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二条第二項中「の各号（事業基本方針の変更にあつては、第一号に限る。）」を削る。

第三条の見出し中「又は」の下に「規準若しくは」を加え、同条中「第三十九条第二項において準用する場合を含む。）」の下に「、第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）」を、「事業計画又は」の下に「規準若しくは」を加える。

第四条の見出し中「事業計画又は」の下に「規準若しくは」を加え、同条第一項中「第三十九条第二項」の下に「、第五十一条の十第二項」を加え、「の各号」を削り、同条第二項中「の各号」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 規準の変更のうち法第五十一条の十第二項に規定する政令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 費用の分担に関する事項の変更

二 法第八十五条第四項の規定による申告又は届出の受理の停止に関する事項の新設、変更又は廃止

三 地積の決定の方法に関する事項の変更

第五十八条第一項第五号中「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を加え、同条第三項及び第六項中「の各号」を削る。

第六十二条の二第一号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第六十四条第一項中「第三条第四項」を「第三条第五項」に改める。

第六十八条の見出し中「組合の」を削り、同条中「又は法第三十九条第二項において準用する法第十九条第一項」を「（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は法第五十一条の七第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「組合の」を削る。

第七十三条中「の各号」を削り、同条第四号中「同法」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 区画整理会社にあつては、株主名簿又は社員名簿、株主総会又は社員総会の議事録、営業報告書、貸借対照表及び損益計算書

第七十七条中「第三百三十六条の二」を「第三百三十六条の三」に改める。

第七十八条第二項第一号中「組合」の下に「、区画整理会社」を加え、同項第二号中「含む。」の下に「又は第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第三条 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「（事業基本方針の変更にあつては、第一号に掲げるものに限る。）」を削る。

（都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正）

第四条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「法第一条第一項第一号の政令で定める」を「その秩序ある発展を図るための土地の買取りが資金の貸付けの対象となる」に改め、同条中「大曲市」を「大仙市」に、「下館市」を「筑西市

「に、「武生市」を「越前市」に、「八日市市」を「東近江市」に、「中村市」を「四万十市」に改める。  
第十四条中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第五号中「第四項第二号若しくは第六号」を「第四項第四号」に改め、同条を第二十七条とする。

第十三条第一項及び第二項中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十二条の見出しを「（特にその買取りが促進されるよう配慮して貸付金の利率を定める地方拠点都市地域の中心となる都市の土地）」に改め、同条を第二十五条とする。

第十一条の九中「第一条第四項第六号」を「第一条第四項第四号」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（資金の貸付けの対象となる地方公共団体が引き継いで施行することとなつた土地区画整理事業に要する費用の範囲）

第二十四条 法第一条第五項の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理法施行令第六十三条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる費用（法第一条第四項第二号の土地区画整理事業にあつては、当該費用及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施

設の新設又は改良の工事に要する費用)の四分の一とする。

第十一条の八の見出しを「(資金の貸付けの対象となる土地区画整理事業の施行者等が出資している法人)」に改め、同条中「第一条第四項第六号」を「第一条第四項第四号」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 次に掲げる者のいずれかが、それぞれに定める割合を超えて資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であること。

イ 法第一条第四項第四号イに掲げる者(地方公共団体に限る。 ) 四分の一

ロ 法第一条第四項第四号イに掲げる者(地方公共団体以外の者に限る。 八において同じ。 ) 又は同号ロ若しくは八に掲げる者 二分の一

ハ ロに掲げる者(法第一条第四項第四号イに掲げる者にあつては、個人施行者及び区画整理会社に限る。 ) 及び地方公共団体 二分の一

第十一条の八を第二十二条とする。

第十一条の七中「第一条第四項第五号」を「第一条第四項第三号」に改め、「掲げる費用」の下に「(

法第二条第五項の表三の項区分の欄に規定する場合にあつては、同欄の保留地の管理処分に必要な費用を含む。）」を加え、同条を第二十一条とする。

第十一条の六中「第一条第四項第五号」を「第一条第四項第三号」に改め、同条第一号口及び第二号口中「変更」を「改良」に改め、同条を第二十条とする。

第十一条の五中「第一条第四項第四号」を「第一条第四項第二号」に改め、「掲げる費用」の下に「法第二条第五項の表三の項区分の欄に規定する場合にあつては、同欄の保留地の管理処分に必要な費用を含む。）」を加え、同条を第十九条とする。

第十一条の四中「第一条第四項第四号」を「第一条第四項第二号」に改め、同条第二号中「変更」を「改良」に改め、同条を第十八条とする。

第十一条の三中「第一条第四項第三号」を「第一条第四項第一号」に改め、「土地区画整理法施行令」の下に「（昭和三十年政令第四十七号）」を、「掲げる費用」の下に「（法第二条第五項の表三の項区分の欄に規定する場合にあつては、同欄の保留地の管理処分に必要な費用を含む。）」を加え、同条を第十七条とする。

第十一条の二中「第一条第四項第三号」を「第一条第四項第一号」に改め、同条第一号イ中「施行地区」の下に「（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下同じ。）」を加え、同号口中「街路等で」を「都市計画において定められた街路又は道路法による道路（以下「街路等」という。）で」に、「変更」を「改良」に改め、同条第二号口中「変更」を「改良」に改め、同号二中「住区」の下に「（一ヘクタール当たり百人から三百人を基準として約一万人が居住することができる地区で、住宅市街地を構成する単位となるべきものをいう。以下同じ。）」を加え、同条を第十六条とする。

第六条から第十一条までを削り、第五条の十を第十五条とする。

第五条の九の見出しを「（資金の貸付けの対象となる市街地再開発事業の施行者等が出資している法人）」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 次に掲げる者のいずれかが、それぞれに定める割合を超えて資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であること。

イ 法第一条第三項第二号イに掲げる者（地方公共団体に限る。） 四分の一



ロ 法第一条第三項第二号イに掲げる者（地方公共団体以外の者に限る。八において同じ。）又は同号ロ若しくは八に掲げる者 二分の一

ハ ロに掲げる者（法第一条第三項第二号イに掲げる者にあつては、個人施行者及び再開発会社に限る。）及び地方公共団体 二分の一

第五条の九を第十四条とし、第五条の八を第十三条とする。

第五条の七の見出しを「（資金の貸付けの対象となる市街地再開発事業の個人施行者）」に改め、同条を第十二条とする。

第五条の六の見出しを「（防災街区整備推進機構に対する資金の貸付けの対象となる土地）」に改め、同条を第十一条とする。

第五条の五の見出しを「（資金の貸付けの対象となる防災街区整備推進機構）」に改め、同条を第十条とする。

第五条の四の見出しを「（都市の機能を維持し、及び増進するための土地の買取りが資金の貸付けの対象となる大規模な災害を受けた都市）」に改め、同条中「並びに兵庫県津名郡津名町、淡路町及び北淡町

」を「及び淡路市」に改め、同条を第九条とする。

第五条の三の見出し中「法第一条第一項第二号ホの政令で定める」を「その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる」に改め、同条を第八条とする。

第五条の二の見出しを「（都市の機能を維持し、及び増進するための土地の買取りが資金の貸付けの対象となる現に地域社会の中心となつている都市）」に改め、同条を第七条とする。

第五条の見出しを「（都市の機能を維持し、及び増進するための土地の買取りが資金の貸付けの対象となる人口の集中の特に著しい大都市）」に改め、同条を第六条とする。

第四条の見出しを「（その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる高度利用地区等の区域）」に改め、同条第三号中「第十二条」を「第二十五条」に改め、同条を第五条とする。

第三条の二の見出し中「法第一条第一項第二号の政令で定める」を「その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる」に改め、同条を第四条とする。

附則第二項中「第四条」を「第五条」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第五条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七百七十四条の三十九第一項中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に、  
「第三条第三項の」を「第三条第四項の」に改め、同条第二項中「第四十五条第二項後段」の下に「、  
第五十一条の二第一項後段（同法第五十一条の十一第二項において準用する場合を含む。）」、  
第五十一条の十第一項後段、第五十一条の十三第一項後段」を加え、同条第三項中「及び第三十九条第四項」を「、  
第三十九条第四項及び第五十一条の九第三項」に改め、「組合は」との下に「、同法第五十一条の八  
第一項中「施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、当該規準及び事業計画を二週間公衆の縦覧に  
供させなければならない」とあるのは「当該規準及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならな  
い」とを加え、「組合は都道府県知事」を「区画整理会社は都道府県知事」に、「組合は指定都市」を  
「区画整理会社は指定都市」に、「個人施行者、組合、市町村又は機構等は」を「区画整理会社、市町村  
」に、「個人施行者又は組合は」を「区画整理会社」に、「対し、都道府県知事」を「都道府県知事」に  
、「組合又は」を「組合、区画整理会社又は」に、「対し、指定都市」を「指定都市」に改め、「第三  
十九条第四項」の下に「、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む

。」「を加え、「又は第三十九条第一項」を、「第三十九条第一項、第五十一条の二第一項又は第五十一条の十第一項」に改める。

第七百七十四条の四十九の十八第一項中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改め、同条第二項中「及び第三十九条第四項」を、「第三十九条第四項及び第五十一条の九第三項」に改め、「組合は」との下に「、同法第五十一条の八第一項中「施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、当該規準及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならぬ」とあるのは「当該規準及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない」とを加え、「組合は都道府県知事」を「区画整理会社は都道府県知事」に、「組合は中核市」を「区画整理会社は中核市」に改め、「組合」の下に「、区画整理会社」を、「第三十九条第四項」の下に「、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「又は第三十九条第一項」を、「第三十九条第一項、第五十一条の二第一項又は第五十一条の十第一項」に改める。

第七百七十四条の四十九の二十の二第一項中「第三条第三項若しくは第四項」を「第三条第四項若しくは第五項」に改め、同条第二項中「及び第三十九条第四項」を、「第三十九条第四項及び第五十一条の九第

三項」に改め、「組合は」との下に「、同法第五十一条の八第一項中「施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、当該規準及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該規準及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない」とを加え、「組合は都道府県知事」を「区画整理会社は都道府県知事」に、「組合は特例市」を「区画整理会社は特例市」に改め、「組合」の下に「、区画整理会社」を、「第三十九条第四項」の下に「、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「又は第三十九条第一項」を「、第三十九条第一項、第五十一条の二第一項又は第五十一条の十第一項」に改める。

別表第二土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の項第一号中「組合」の下に「、区画整理会社」を加え、同項第二号中「含む。」の下に「又は第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

（公営住宅法施行令及び奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部改正）

第六条 次に掲げる政令の規定中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

一 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第五条第一号

二 奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）別表第一道路の項

（新都市基盤整備法施行令の一部改正）

第七条 新都市基盤整備法施行令（昭和四十七年政令第四百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の表第七十二条第一項、第九十一条第一項、第九十二条第一項の項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同表第八十三条の項中「土地区画整理法」を削り、同表第八十八条第六項、第九十五条第七項、第九十八条第三項、第一百十条第五項の項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同表第一百三十三条第三項の項中「組合」の下に「区画整理会社」を加え、同表第一百十条第三項及び第八項の項中「第四項」を「第五項」に改め、同表第一百十条第四項の項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第三十六条の表第一条の二の項中「第三十九条第四項」の下に「第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第三条（見出しを含む。）の項中「又は」の下に「規準若しくは」を加え、同表第三条の項の次に次のように加える。

第四条見出し

事業計画又は規準若しくは

施行計画又は

第三十六条の表第四条見出し及び第一項各号列記以外の部分の項中「見出し及び」を削る。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第八条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令(昭和五十年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第八条中「又は土地区画整理法」を「又は同法」に改め、「第三十九条第二項」の下に「、第五十一条の十第二項」を加える。

第三十条中「第七十三条」の下に「(第三号を除く。)」を加える。

第四十九条第一号の表第九十五条第七項の項及び第四十九条第二号の表第一百八条第一項の項中「第三項」を「第三条第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、第四十九条第六号の表第二十一条第七項の項中「第一項の公告」を「第三項の公告」に改め、同表第三十九条第二項の項中

第一項、第二項

第十九条の二の規定は事業基本

第二十条

方針の変更についての認可を受

	第一項

を

	けて事業計画を定めようとする 組合について、第二十条	
		第二十一条第一項、第二項  第二十一条第

に改め、第四十九条第七号の表第六十五条第一項の項及び第四十九条第八号の表第六

一 項	

十五條第一項の項中「第三條第三項」を「第三條第四項」に改め、第四十九條第十号の表第七十七條第三項の項の次に次のように加える。

第七十七條第七項	、組合又は区画整理会社	又は組合
----------	-------------	------

第四十九條第十号の表第七十八條第四項の項を次のように改める。

第七十八條第四項	、組合及び区画整理会社	及び組合
----------	-------------	------



	<p>第四十一条</p> <p>組合又は区画整理会社が</p>	<p>第四十一条（第二項を除く。）</p>
	<p>準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「組合」とあるのは「組合又は区画整理会社」と、同条第二項中「定款」とあるのは「定款又は規準」と、同条第四項中「組合の理事」とあるのは「組合の理事又は区画整理会社の代表者」と読み替えるものとする</p>	<p>組合が</p> <p>準用する</p>

第四十九条第十号の表第七十九条第一項の項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同表第八十四条第一項の項の次に次のように加える。

第八十五条第二項	第三十九条第二項及び第五十一条の七第二項（第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十一条において準用する第三十九条第二項
第八十五条第四項	、規準又は施行規程	又は施行規程

第四十九条第十号の表第八十五条第五項の項中「規定（）」の下に「同法」を加え、「この法律」を削る。

第四十九条第十六号の表第二百二十八条第一項の項の次に次のように加える。

第二百二十八条第三項及び第四項	、組合又は区画整理会社	又は組合
-----------------	-------------	------

第四十九条第十六号の表第二百二十八条第四項の項を次のように改める。

第二百二十八条第四項	第二十一条第三項若しくは第四項	第二十一条第三項
	、第五十一条の九第三項（第五	若しくは第五十五条第九項

<p>十一條の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条第九項</p>	<p>、第六十九条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一条の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の公告（第二十一条第三項の公告にあつては、第十四条第一項の規定による認可に係るものに限る。）</p>	<p>又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十九条第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の公告</p>
<p>個人施行者又は区画整理会社</p>	<p>個人施行者</p>	

第四十九条第十六号の表第二百二十条第一項の項を次のように改める。

<p>第三百三十条第一項</p>	
<p>第八条（第十条第三項において準用する場合を含む。）、第十条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第五十一条の六（第五十一条の十第二項、第八十八条第一項及び第九十七条第三項において準用する場合を含む。）</p>	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四十二条第一項並びに同法において準用する第八条（第十条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）</p>
<p>、第六十三条第一項 含む。） 第九十八条第四項並びに第二百二十五条の二第二項</p>	<p>並びに第六十三条第一項 含む。）</p>

第四十九条第十六号の表第三百二十四条の項の前に次のように加える。

<p>第百三十一条</p>	<p>第五十条第五項、第五十一条の 十第三項、第五十一条の十三第 三項</p>	<p>第五十条第五項</p>
---------------	---	----------------

第四十九条第十六号を同条第十八号とし、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号の表第九十八条第三項、第百八条第一項、第百九条第一項、第百十条第五項の項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同表第百三条第三項の項中「又は機構等」を「区画整理会社、市町村又は機構等」に、「独立行政法人都市再生機構」を「市町村、独立行政法人都市再生機構」に改め、同表第百八条第二項の項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同表第百十条第三項及び第八項の項中「第四項」を「第五項」に改め、同表第百十条第四項及び第七項の項を削り、同表第百十条第四項の項読み替えられる字句の欄中「同条第三項若しくは第四項」を「第三条第二項の規定による施行者は定款で定めるところにより、同条第三項の規定による施行者は規準で定めるところにより、同条第四項若しくは第五項」に改め、同項読み替える字句の欄中「同条第三項」を「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第二項の規定による施行者

は定款で定めるところにより、同条第三項」に改め、同表第一百条第六項の項の次に次のように加える。

第一百条第七項	
第三条第二項又は第三項	第三項
準用する。この場合において、第四十一条第一項及び第三項中「組合」とあるのは「組合又は区画整理会社」と、同条第四項中「組合の理事」とあるのは「組合の理事又は区画整理会社の代表者」と読み替えるものとする	準用する
措置法第二十九条第二項	準用する

第四十九条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号の表第八十八条第六項、第九十一条第一項、第

九十二条第一項、第九十五条第七項の項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項の前に次のように加える。

第八十八条第一項	
六	<p>換地計画について認可を申請しようとする個人施行者について、第五十一条の六の規定は換地計画について認可を申請しようとする区画整理会社</p>
第八條第一項及び第五十一條の六	同條第一項
	<p>、換地計画について認可を申請しようとする個人施行者</p>

第四十九条第十三号を同条第十五号とし、同条第十二号の表第九十六条第三項の項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同号を第四十九条第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 法第八十一条第二項において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十七条第一項後段	、組合又は区画整理会社	又は組合
第九十七条第三項	第五十一条の六の規定は換地計画を変更しようとする区画整理会社について、第八十六条第四項	第八十六条第四項
	第五十一条の六中「施行地区となるべき区域」とあるのは「換地計画に係る区域」と、第八十条第二項中「その換地計画」とあるのは	第八十八条第二項中「その換地計画」とあるのは、

第四十九条第十一号の表第九十五条第七項の項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同号を第四十九条第十二号とする。



第四十九条第十号の次に次の一号を加える。

十一 法第七十二条第二項において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十六条第二項	、組合又は区画整理会社	又は組合

第五十条の表第一条の二の項中「、第三十九条第四項」の下に「、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項の次に次のように加える。

第三条（見出しを含む。）	規準若しくは施行規程	施行規程
第三条	第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項	第五十五条第一項

第五十条の表第四十八条第二項、第五十七条第三項第三号、第七十二条第三号の項中「第七十二条第三号」を「第七十二条第四号」に改め、同表に次のように加える。

第六十八条

含む。 ) 又は法第五十一条の七  
第一項 (法第五十一条の十第二  
項において準用する場合を含む  
。 )

含む。 )

(司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部改正)

第九条 次に掲げる政令の規定中「第三条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

一 司法書士法施行令 (昭和五十三年政令第三百七十九号) 第四条第三号

二 土地家屋調査士法施行令 (昭和五十四年政令第二百九十八号) 第三条第三号

(被災市街地復興特別措置法施行令の一部改正)

第十条 被災市街地復興特別措置法施行令 (平成七年政令第三十六号) の一部を次のように改正する。

第六条中「又は土地区画整理法」を「又は同法」に改め、「第三十九条第二項」の下に「、第五十一条の十第二項」を加える。

(環境影響評価法施行令の一部改正)

第十一条 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の項中「第三十九条第一項」の下に「、第五十一条の二第一項、第五十一条の十第一項」を加える。

別表第四の一の項中「及び同法」を「、同法」に改め、「第三十九条第二項において準用する場合を含む。」の下に「及び同法第五十一条の九第一項（同法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

#### 附 則

この政令は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十月二十四日）から施行する。

## 理由

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、区画整理会社が施行する都市再生事業に係る土地区画整理法の規定による認可に関する処理期間及び縦覧手続等を省略することができる区画整理会社の事業計画の変更の範囲を定める等関係政令の規定を整備する必要があるからである。